

30. 女性のがん検診補助金規程

三菱製紙健康保険組合

女性のがん検診補助金規程目次

第1条	(目 的)	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
第2条	(対 象)	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
第3条	(補助金額)	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
第4条	(実施方法)	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
第5条	(補助申請手続)	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
第6条	(支給方法)	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
附 則		・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
別表1		・・・・・・・・・・・・・・・・	4 頁

第1条（目 的）

この規程は、三菱製紙健康保険組合（以下「組合」という）の女性加入者が一般医療機関において乳がん・子宮頸がんのがん検診を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、女性特有のがんの早期発見を通じて、重篤化の防止に資することを目的とする。

第2条（対 象）

補助を実施する対象者は、組合の女性加入者（被保険者及び被扶養配偶者）とする。

第3条（補助金額）

加入者が一般医療機関において乳房マンモグラフィ、乳腺エコー、子宮頸部細胞診等乳がん・子宮頸がんのがん検診を受診した場合に5,000円を上限に補助金を支給する。但し、1回／年度（4月～3月）とする。

第4条（実施方法）

被保険者においては法定健診実施の際に、被扶養者においては特定健康診査の案内発出の際に、申請を受け付ける旨通知を行い、周知をはかる。

第5条（補助申請手続）

「がん検診補金申請書」（別表1）に記入しがん検診結果票（コピー）と実施医療機関の「領収書」の原本を添付し提出するものとする。「領収書」には①氏名 ②検診日 ③医療機関名 ④単価 ⑤女性のがん検診代であることが明記されていること。

第6条（支給方法）

原則として被保険者の給与口座に振り込み。給与振り込みができない事業所の場合は指定銀行口座に振り込むものとする。

附 則

- ・この規程は、令和5年11月1日から施行する。

(別表 1)

【健保使用欄】

補助金額	円
支払日	年 月 日

令和 年 月 日

三菱製紙健康保険組合 御中

がん検診補助金申請書

被保険者証	記 号	番 号
被保険者氏名		
受診者氏名		
事業所名		
検診日	令和 年 月 日	
医療機関名		
検査費用	円	

添付書類

- ① がん検診結果票（コピー）
 - ② 領収書（コピー不可）申請書の裏面に必ず貼付してください。レシートは不可です。
領収書は、①受診された方の氏名、②検診日、③医療機関名、④単価、⑤がん検診（乳房マンモグラフィー・乳腺エコー・子宮頸部細胞診）代であることが明記されていること。
- 注 1. 補助の対象者は検診日に当健康保険組合の被保険者、特定健康診査の健診結果を提出された被扶養配偶者のみです。
- 2. 補助金は年 1 回、5, 0 0 0 円を支給します。ただし検査費用が 5, 0 0 0 円に満たない場合は検査費用を上限とします。
 - 3. 申請書に記入漏れのある場合、領収書のない場合は受付いたしません。
 - 4. 補助金は被保険者の給与に健保給付金として振り込まれます。
 - 5. 保険診療（保険証使用）での婦人科の検査費用に係る医療機関窓口負担分（医療費の 3 割相当）は補助対象となりません。

